

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年6月17日
磯子警察署生活安全課

暫定値		令和6年5月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
区内全域	令和6年	220	2	24	17	13	4	128			3	40	13	7	29	36	12	37
	令和5年	223		25	13	11	2	139	6	1		42	3	9	42	36	5	41
	増減	-3	2	-1	4	2	2	-11	-6	-1	3	-2	10	-2	-13		7	-4
磯子	令和6年	32		4	6	4	2	16			2	4			6	4	3	3
	令和5年	30		2	1	1		18	3			5			8	2	1	8
	増減	2		2	5	3	2	-2	-3		2	-1			-2	2	2	-5
磯子台	令和6年	2		1													1	
	令和5年	2		1													1	1
	増減	0																-1
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
岡村	令和6年	16			1	1		12				2	3		2	5		3
	令和5年	16		1	2	2		10		1		1		2	1	5		3
	増減	0		-1	-1	-1		2		-1		1	3	-2	1			
上町	令和6年	1						1			1							
	令和5年	0																
	増減	1						1			1							
上中里町	令和6年	4						1				1						3
	令和5年	5						5				2	1		1	1		
	増減	-1						-4				-2			-1	-1		3
栗木	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	6		2	1	1		3								3		
	増減	-3		-2	-1	-1							1			-1		
坂下町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
汐見台	令和6年	5			1	1		3								3	1	
	令和5年	2						1			1							1
	増減	3			1	1		2			-1					3	1	-1
下町	令和6年	1						1				1						
	令和5年	2						2			2		1					
	増減	-1						-1			-2							
新磯子町	令和6年	2	1	1														
	令和5年	0																
	増減	2	1	1														
新杉田町	令和6年	4		2				2			1				1			
	令和5年	6						5			1			1	3			1
	増減	-2		2				-3							-1	-2		-1
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	1																1
	増減	-1																-1
杉田	令和6年	42		6	4	3	1	21			5	1	1	8	6	1	10	
	令和5年	41		5				29			9		2	15	3		7	
	増減	1		1	4	3	1	-8			-4	1	-1	-7	3		3	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覽

暫定値		令和6年5月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	カード詐欺	キャッシュ決済	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他	
																				令和6年
杉田坪呑	令和6年	0																		
	令和5年	0																		
	増減	0																		
滝頭	令和6年	5		1					4				1	1			2			
	令和5年	3							2				1		1					1
	増減	2		1					2					1	-1		2			-1
田中	令和6年	1			1	1			1				1							
	令和5年	3		2					1				1							
	増減	-2		-2	1	1			-1				-1							
中浜町	令和6年	2							2				2							1
	令和5年	1											2							
	増減	1							2											-1
中原	令和6年	14		1	1	1			7				3	2		1	1	2	3	
	令和5年	8		3	2	2			3				2				1			
	増減	6		-2	-1	-1			4				1	2		1		2	3	
西町	令和6年	4		1					3				1	1			1			
	令和5年	5		1					3				2			1				
	増減	-1											-1	1		-1	1			-1
原町	令和6年	1		1					1								1			
	令和5年	4			1	1			1									1		
	増減	-3		1	-1	-1			-1								-1			2
馬場町	令和6年	1							1				1							
	令和5年	1											1							
	増減	0							-1				-1							1
東町	令和6年	10		2					5				4			1		1	2	
	令和5年	2							2				2							
	増減	8		2					3				2			1		1	2	
久木町	令和6年	3	1	1					1					1						
	令和5年	5			1	1			4							2	2			
	増減	-2	1	1	-1	-1			-3							-2	-2			
水取沢町	令和6年	1							1						1					
	令和5年	0																		
	増減	1							1						1					
広地町	令和6年	3							1				1							
	令和5年	2							2							2				
	増減	1							-1				1			-2				2
丸山	令和6年	9		1	2	1	1		6				3		2		1			
	令和5年	7		1					4	1			1	1		1		1	1	
	増減	2			2	1	1		2	-1			2	-1	2	-1	1	-1	-1	
峰町	令和6年	1							1								1			
	令和5年	1																		
	増減	0							1								1			-1
森	令和6年	21							17				6		1	4	6	1	3	
	令和5年	26		2	1		1		17	2			4		5	6	1	5		
	増減	-5		-2	-1		-1			-2			2		1	-1			-2	
森が丘	令和6年	2							1								1			
	令和5年	4																		
	増減	-2							1								1			-3
洋光台	令和6年	31		2	1	1			20				7	1	2	7	3	2	6	
	令和5年	37		4	5	3	1		25				7	1	3	5	9	2	1	
	増減	-6		-2	-4	-2	-1		-5						-1	2	-6			5

令和6年中の火災・救急状況

<令和6年1月1日～令和6年5月31日>

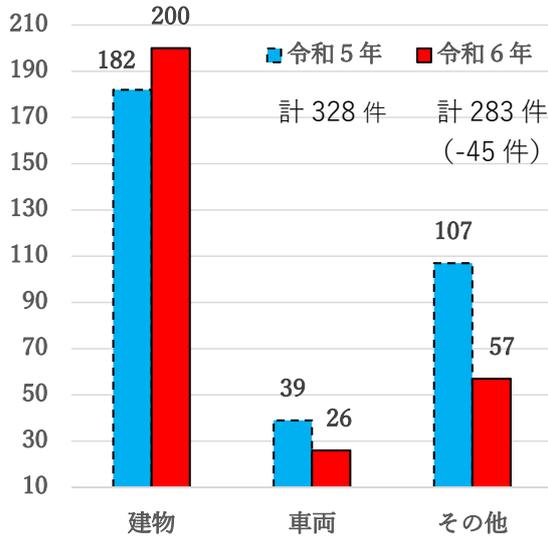
※令和6年中の数値にあつては速報値であり、確定値ではありません。

■ 市内の火災 件数・原因

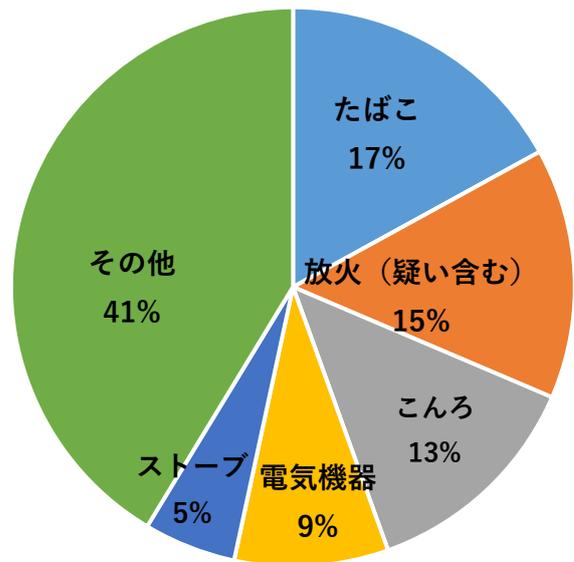
火災件数は、令和6年中、**283**件で、昨年比**45**件減少

火災原因は、「たばこ」が**48**件と最も多く、次いで「放火（疑いを含む）」が**41**件と多い状況です。

火災種別の状況



令和6年 主な出火原因



■ 区内の火災 件数・原因 (前年同月比) <令和6年1月1日～令和6年5月31日>

		令和5年	令和6年	増減
火災件数		7件	8件	1件
種別	建物	4件	7件	3件
	車両	0件	1件	1件
	その他	3件	0件	△3件
焼損床面積		49 m ²	112 m ²	63 m ²
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		2人	0人	△2人

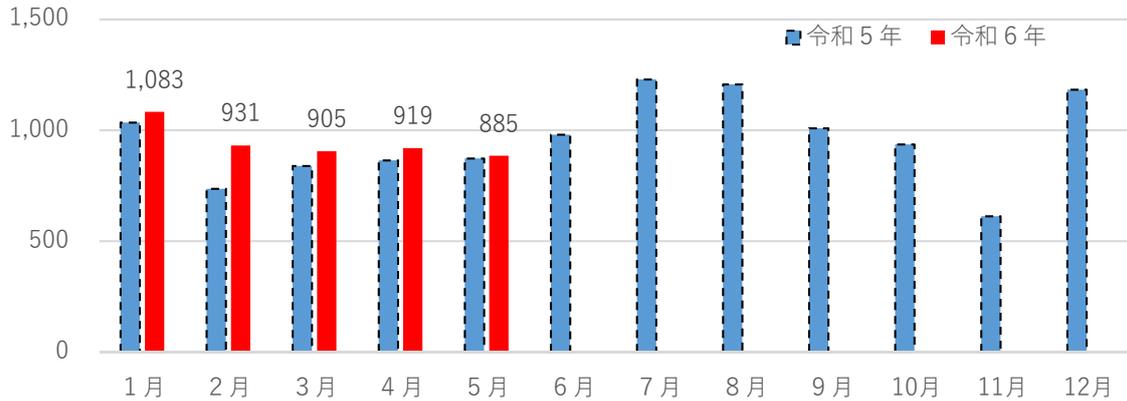
■ 区内の火災（5月発生分）

- ① 5月9日（木）磯子区磯子四丁目 建物火災
- ② 5月11日（土）磯子区中原三丁目 建物火災

■ 区内の救急件数

区内 **4,723** 件（昨年比 376 件増）

参考：（市内 103,047 件（昨年比 7,057））

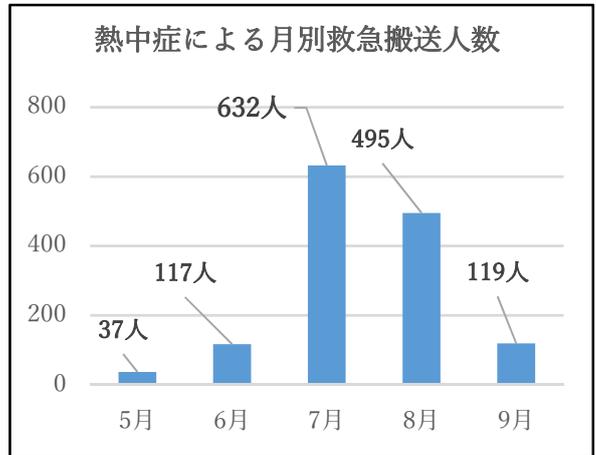


令和6年も熱中症に気を付けましょう！

横浜市内では昨年5～9月の間に 1,400 人の方が熱中症で救急搬送されました。（昨年比268増）

強い日差しを避け、室内の風通しをよくするなど夏を涼しく過ごす工夫を心がけ、こまめに水分を補給して熱中症を防ぎましょう。

※ 右のグラフは横浜市内にて令和5年5～9月に熱中症で救急搬送された方(1,400人)の内訳です。



①暑さを避けましょう

暑さを避けよう



②こまめに水分・塩分を補給しましょう

のどがかわいてなくても



水分補給を！

③日ごろから健康管理しましょう

涼しい服装をしよう



暑さに負けない体力をつけよう



よこはまテレビ・プッシュの開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。

※ 広報よこはま6月号に掲載しています。



2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 0120-109-199（受付時間 9:30～18:00）

（メール） info@itscom.jp

総務局緊急対策課
担当 山本、若狭
電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677
メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時に**テレビ**がお知らせ

テレビ自動お知らせサービス

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!



緊急時は
テレビが
自動ON

緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON!
テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。



- ①自治体の防災情報と連携。
- ②気象警報や注意報、防犯情報などもお知らせ。



専用端末

≡よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を≡

自治体と連携した快適な生活情報



自治体と連携した安心の防災情報



よこはまテレビ・プッシュで

毎日の生活が安心！便利！

よこはまテレビ・プッシュ 主な特長

1 緊急時の情報配信！

1刻1秒を争う緊急情報は、
テレビの電源を自動で起動し
情報を配信



テレビが
自動ON!

2 リアルタイムの情報配信！

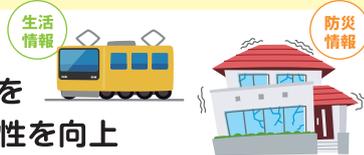
自治体の防災メールや
アラートなどと連携し、
リアルタイムに情報を配信



自治体と
連携!

3 生活習慣にマッチ！

防災情報に加え、
数多くの生活情報を
配信し生活の利便性を向上



生活
情報

防災
情報

4 エリア別の情報に！

利用者の居住エリアを認識し、
居住エリアに適した
情報を配信



●週間天気 ●詳細天気
●雨雲レーダー

5 操作がカンタン！

視覚的に分かりやすい
画面表示と、
シンプルな操作性



高齢者でも
使いやすい

必要な情報を
必要なその時に
テレビが**自動**で
お知らせします！



よこはま テレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。
身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です！

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象地域 横浜市全域 (18行政区) **対象者** 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用 (専用機器、設置設定費) **28,600円** (税込) を横浜市が全額負担!

月額料金 **550円** (税込)

申込期限 令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。
インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ

☎ **0120-109-199** 受付時間 / 9:30~18:00

Mail/ info@itscom.jp

令和6年6月17日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

磯 子 区 長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について（依頼）

日頃から、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3年後の2027年に「GREEN×EXPO 2027」が旧上瀬谷通信施設（瀬谷区・旭区）で開催されます。このたび、磯子区内における「GREEN×EXPO 2027」のさらなる幅広い理解促進とご共感をいただくことにつながるため、地域活動に御尽力いただいている皆様を対象に、次のとおり地域説明会を開催いたします。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、本説明会への御出席をお願いいたします。皆様の御参加をお待ちしております。

1 開催概要

- (1) 日 時：令和6年8月29日（木）18：00～19：00
(17：30 開場)
- (2) 場 所：磯子公会堂
- (3) 内 容：山中竹春横浜市長による
「GREEN×EXPO 2027」の説明 など
- (4) 対 象：自治会町内会の皆様をはじめ、
各種団体で地域活動をされている皆様

GREEN×EXPO 2027 は、
気候変動に着目した国内初の国際博覧会です！
この機会に、ぜひ内容を知っていただき、
ご一緒に盛り上げてまいりましょう。
説明会へのご出席、お待ちしております！

2 依頼事項

参加者は、自治会町内会単位で取りまとめてください。「GREEN×EXPO 2027」と地域活動のつながりや博覧会の魅力を市長自らお伝えさせていただくため、この機会に積極的なご参加をお願いします。

なお、公園愛護会、ハマロードサポーター、グリーンサポーターズ・いそご、環境事業推進委員へは、別途各団体あてにご案内を送付いたします。

3 申込方法（次のいずれかのご都合のよい方法でお申し込みください。）

- (1) 電子申請システムによる申込
- (2) Eメールによる申込
別紙「申込書」の内容をメールに直接打ち込む又は申込書を添付してお申し込みください。
- (3) 区役所窓口にて「申込書」を持参（磯子区役所6階地域振興課61番窓口）
- (4) FAXによる申込（別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXで送信してください。）



※ 申込みいただいた個人情報、本地域説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

4 申込期限

7月31日（水）までにお申し込みをお願いいたします。

お問合せ先

【GREEN×EXPO 2027に関すること】	GREEN×EXPO 推進課	岩下・晴山	電話 671-4627
【本説明会に関すること】	磯子区区政推進課	小高・江原	電話 750-2331
【本説明会の申込に関すること】	磯子区地域振興課	保月・中谷	電話 750-2391

GREEN×EXPO 2027

地域説明会の開催

「GREEN×EXPO 2027」のさらなる理解促進、機運醸成のため地域活動にご尽力いただいている皆様を対象に、市長よりご説明します。

日時

令和6年8月29日（木）午後6時～午後7時
（午後5時30分開場）

場所

磯子公会堂（横浜市磯子区磯子3-5-1）

内容

山中竹春 横浜市長による説明等

申込み

- 横浜市電子申請・届出書システムで申請
- 申込書に必要事項をご記入の上、Eメール、区役所窓口、FAXで提出



地域説明会 参加申込書（締め切り日：7月31日（水））
FAX:750-2534/Eメール:is-chishin@city.yokohama.jp

1 団体名

2 担当者名

3 電話番号

参加者一覧	お名前
	1
	2
	3

※ 記入いただいた個人情報は、本地域説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

※ 申し込み人数の上限はございません。書ききれない場合は、申込書をコピーしてお使いください。

【参考】

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会と同日（8月29日）に磯子公会堂前のホールで開催するイベントのご案内です。区民の皆様には、別途お知らせします。

速報！

磯子のまち花いっぱい フラワーミニフェスタ

みんなで「GREEN×EXPO 2027」を盛り上げよう！

令和6年8月29日（木）10時～18時
磯子区役所1階ホールにて

数量限定！

秋植え球根セット
（6個入）をプレゼント

※配布は次の時間に実施します
①10時～②14時～③17時～
配布予定数に達した時点で配布
を終了します

パネル展を
実施します！

公園愛護会・ハマロードサポーターなど地域で環境保全活動を行う団体を紹介します。



カメラ
フラワーいそっぴ
フォトスポットで
写真を撮ろう！



数量限定！

苗木をプレゼント

「GREEN×EXPO 2027」クイズに回答いただいた方又はSNSの磯子区公式アカウントをフォローいただいた方に苗木をプレゼントします。

※配布は次の時間に実施します
①10時～②14時～③17時～
配布予定数に達した時点で配布
を終了します

植物発電を
展示中



植物の力で発電する植物発電
を展示しています。

お問合せ先
〒235-0016

横浜市磯子区磯子3-5-1
磯子区役所 区政推進課
電話 045-750-2331

資 磯 第 87 号
令和 6 年 6 月 17 日

地区連合町内会長 様

資源循環局磯子事務所長

「プラスチックごみの分別ルール変更 市民周知用 リーフレット」の 民間事業者による全戸配布について（周知）

日頃より、ごみと資源の分別にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、10月1日より始まる「プラスチックごみの分別ルールの変更」にあたり、現在、変更内容を市民の皆様にはわかりやすく伝えるリーフレットを作成しております。7月中旬以降、民間事業者が各ご家庭に当該リーフレットを配布致しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も、住民説明会の開催やリーフレットの配布をはじめとして、様々な啓発等の機会を通じて分別ルール変更を伝えていきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ごみと資源物の分け方出し方の「冊子」を配布する予定でしたが「リーフレット」に変更しています。

1 配布物 <リーフレット（現在作成中）について>

次の2種類を配布いたします。（（1）に（2）を挟み込んで各家庭に配布）

(1) 「プラスチックごみの分別が変わります」リーフレット

(A4仕上がり 2つ折り)

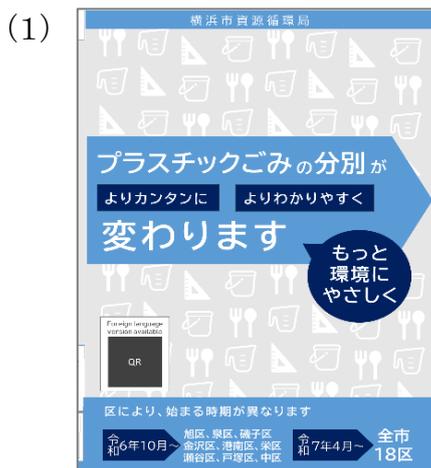
→今回の分別ルール変更について詳しく解説しています。

(2) 「ごみと資源物の分け方・出し方」リーフレット

(A4仕上がり 2つ折り)

→新しい分別ルールも含めて、ごみと資源物の分別について解説しています。

<配布物イメージ>



裏面あり

2 民間事業者による配布期間（予定）

令和6年7月中旬～9月末

※区内でも、お住いの地区によって配布時期は異なります

3 配布事業者

現在、選定中です。

4 その他

「プラスチックごみの分別ルールの変更」については、地域住民の皆様のもとをお伺いして住民説明会を開催しています。住民説明会の開催をご希望される場合、お気軽に資源循環局磯子事務所までお問い合わせください。

担当：資源循環局磯子事務所 宗像・福島

TEL 761-5331

FAX 754-6109

メール sj-isogoj@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市磯子区社会福祉協議会
会 長 小 宮 山 滋

令和6年度 横浜市磯子区社会福祉協議会会費納入について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会会員の皆様におかれましては、平素から地域福祉の推進並びに本会の事業運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、毎年のお願いで大変恐縮ではございますが、本会の活動の趣旨をご理解のうえ、会費納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

今後とも地域の皆様の信頼を得られる活動を行っていくよう努力して参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

1 趣旨

横浜市磯子区社会福祉協議会は『誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす』を基本理念として、地域の方と共に各種事業を行っております。その財源は、皆様からいただいております会費が大切な基盤となっており、本会会員規程第5条に基づきまして、会費納入のお願いをさせていただきます。

2 会費の算出基礎

各自治会・町内会加入世帯数×100円（一世帯につき100円）

※把握している世帯数×100円でご協力ください。

3 納入期限 令和6年8月30日(金)

同封の払込取扱票でご納入いただくか、磯子区社会福祉協議会窓口へご持参くださいますようお願いいたします。

※期限を8月末とさせていただきますが、期限内での納入が難しい場合は、各自治会・町内会様の状況に合わせて納入をお願いいたします。その際は、大変お手数ではございますが、事務担当までご一報いただきますようお願い申し上げます。

① 払込の場合：同封の払込取扱票をご利用ください。

払込口座 ゆうちょ銀行 普通 口座番号 00240-9-77406

払込先名義 社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会

※別紙「郵便局での払込取扱票記入方法」をご確認ください。

② 直接お持ちいただく場合：磯子区社会福祉協議会 窓口までお願いします。

住所：磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階

窓口受付時間：平日(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時

4 同封資料

『誰もが幸せに暮らせるまちをめざして！～磯子区社会福祉協議会会費の流れと使い途～』チラシをご参考までに同封いたします。必要に応じご活用ください。

連絡先：磯子区社会福祉協議会 担当：右馬

TEL：751-0739 FAX：751-8608

郵便局での払込取扱票記入方法

郵便局にてお振り込みいただく場合は、下記の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

世帯数×100円の金額
をご記入ください。

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	振替払込請求書兼受領証	
02		口座記号 002409	口座番号(右詰めで記入) 77406	金額 《会費額(円)》
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。		切取取らないでお出しく下さい。		記載事項を訂正した場合は、その箇所には訂正印を押してください。
加入者名	社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会		加入者名	社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会
通 信 欄	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会会費として 《番号》《自治会・町内会》		金額	《会費額(円)》
ご依頼人 おとこ おなまえ			ご依頼人	《番号》 《自治会・町内会》
(ご連絡先電話番号)	日 附 印	日 附 印	料金	日 附 印
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。		この受領証は、大切に保管してください。		

窓口に行かれる方のお名前を
ご記入ください。
なお、会費金額が10万円を
超える場合は、本人確認書類
をご持参ください。

あらかじめ事務局で
印字いたします。

『誰もが幸せに暮らせるまちをめざして！』

～磯子区社会福祉協議会会費の流れと使い途～



磯子区社会福祉協議会では、『誰もが幸せに暮らせるまち』を推進するため、自治会・町内会の皆様から1世帯あたり100円の社協会費をいただいています。

この会費は、区社協の各種事業と地区社協活動の財源として活用させていただいております。

令和5年度にいただいた自治会・町内会の皆さまからの区社協会費は**5,031,100円**です。
ご協力誠にありがとうございます。

区社協各種事業活動費として

- ☆地区社協活動の充実・担い手のスキルアップ☆
地域福祉を推進する地区社協活動の充実を図るため、地区社協分科会の開催や地区社協役員向け研修会を実施しています。
- ☆磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」の推進☆
区民、地域活動団体、地域ケアプラザ・区役所とともに、計画を推進しています。
◇スイッチON講演会の共催
- ☆ボランティアグループの支援☆
区内で活動するボランティアグループの支援とネットワークづくりをしています。
- ☆法人運営☆
区社協事業の効率的・効率的推進のため、理事会・評議員会や各種部会、委員会等を開催。福祉・保健活動に関する研修、講演会を実施するなど広報啓発活動をしています。
◇社会福祉大会、子どもの居場所づくり
- ☆あんしんセンター
金銭や大切な財産書類を管理することに不安のある高齢者や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう支援しています。

地区社協活動の支援として

- ☆地区社協活動・運営の支援☆
区内9地区社協では、それぞれの地域状況にあわせた身近な小地域活動を展開しています。
◇子育てサロンや育児相談などの子育て支援事業
◇ひとり暮らし高齢者昼食会
◇イベント等の交流活動
◇福祉講座・研修会 など

社協って?!

磯子区社会福祉協議会は、区内の福祉施設、民生委員児童委員、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、障害者等当事者団体、ボランティア団体・市民活動団体、福祉関係団体、行政等の福祉活動を行っている団体で構成されています。社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的に組織された民間福祉団体です。

【問合せ先】 横浜市磯子区社会福祉協議会
TEL : 751-0739 FAX : 751-8608
URL : <https://www.isoshakyo.com/>

自治会町内会長 様

磯子更生保護協会
会長 高橋 功
(磯子区 長)

令和6年度 磯子区更生保護協会会費納入について (ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から区内の更生保護事業に格別のご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、毎年のお願いで大変恐縮ではございますが、磯子区更生保護協会活動の趣旨をご理解のうえ、会費納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 趣 旨

磯子区更生保護協会は、犯罪のない明るい社会を築くため、各種犯罪予防活動や更生保護思想の啓発活動を推進しています。また、「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪予防や更生保護の活動を行う「磯子保護司会」及び「磯子区更生保護女性会」に対し助成を行っております。

【参考】令和5年度決算報告より

会費収入：1,537,710円

主な支出：助成（磯子保護司会 620,000円、磯子区更生保護女性会 450,000円）

社会を明るくする運動 313,707円、その他 事務的経費等

2 会費の算出基礎

各自治会・町内会加入世帯数 × 30円 (一世帯につき30円)

※把握している世帯数×30円でご協力ください。

3 納入期限 令和6年8月30日(金)

同封の払込取扱票でご納入いただくか、磯子区社会福祉協議会窓口へご持参くださいますようお願いいたします。

※期限を8月末とさせていただいておりますが、期限内での納入が難しい場合は、各自治会・町内会様の状況に合わせて納入をお願いいたします。その際は、大変お手数ではございますが、事務担当までご一報いただきますようお願い申し上げます。

① 払込の場合： 同封の払込取扱票をご利用ください。

払込口座 ゆうちょ銀行 普通 口座番号 00240-7-70110
払込先名義 磯子区更生保護協会

② 直接お持ちいただく場合： 磯子区社会福祉協議会 窓口までお願いします。

住所：磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階（磯子区社会福祉協議会内）
窓口受付時間：平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後5時

事務局：磯子区社会福祉協議会
(事務担当：石塚)
TEL：751-0739
FAX：751-8608

郵便局での払込取扱票記入方法

郵便局にてお振込みいただく場合は、下記の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

【見本】

世帯数×30円の金額をご記入ください。

02		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金額	
0	0	2	4	0	7
加入者名		磯子区更生保護協会		備考	
令和●年度磯子区更生保護協会会費として (@30×世帯数)					
<番号><自治会・町内会>					
ご依頼人欄におなまえ					
日附印					
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。					
これより下部には何も記入しないでください。					

振替払込請求書兼受領証	
口座記号	通常払込料金加入者負担
0 0 2 4 0 7	
口座番号	
7 0 1 1 0	
加入者名	磯子区更生保護協会
金額	
ご依頼人	<番号> <自治会・町内会>
料金	日附印
備考	
この受領証は、大切に保管してください。	

窓口に行かれる方の情報をご記入ください。
会費金額が10万円を超える場合は
本人確認書類をご持参ください。

口座番号、加入者名、自治会・町内会名等はあらかじめ事務局で印字いたします。

令和6年 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

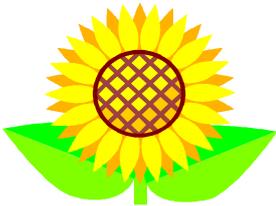
7月11日（木）～7月20日（土）

スローガン

ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

重 点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	7,703件	+211	+2.8%	40人	+2	+5.3%	8,909人	+426	+5.0%
神奈川県	21,870件	+772	+3.7%	115人	+2	+1.8%	25,644人	+1,262	+5.2%

■子どもの人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	541件	+56	+11.5%	1人	0	0.0%	582人	+62	+11.9%

■高齢者の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,572件	+101	+4.1%	18人	+3	+20.0%	1,326人	+35	+2.7%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	1,760件	+26	+1.5%	3人	-1	-25.0%	1,661人	+8	+0.5%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,402件	-15	-0.6%	15人	+3	+25.0%	2,153人	-15	-0.7%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 6 交通情報板などを利用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合しましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323



電力会社や通信会社を装う 不審電話やメールにご注意!



「未払い利用料金のお知らせ」との電話やメールが届き、事業者に連絡すると金銭の支払いを要求されたので、慌てて応じてしまった。

悪質事業者が、実在する大手事業者をかたり電話やメール等を送る、根拠のない架空請求が横行しています。

「電気を止めます」など、不安をあおるような脅し文句が書いてある事例もあります。身に覚えのない請求は支払わず、知らない電話番号には連絡しないようにしましょう。



被害に遭わないために

- 非通知や知らない電話番号には、出ない、聞かない、掛け直さない!
- 事業者の本来の連絡先を自分で調べ、問い合わせる!

